四十六　不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

四十七　有床診療所に要する経費があること。

公的病院等に対して助成を行っている市町村について、前条第一項第一号の表第四十八号（同号一の表第四号及び同号六に係るものを除く。）に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額に相当する額として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち当該市町村が経営する診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等の経営する診療所は、都道府県知事の申告に基づき総務大臣が指定した市町村が経営するものとみなす。）であつて、次の表の区分の欄に掲げる診療所の種類ごとの病床（前三年継続して利用のない病床の種別に属する許可病床を除く。）の数（稼働病床の数とする。）として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の額に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	一、五四九、〇〇〇円
二　この表中第一号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満である診療所	一、〇三三、〇〇〇円
三　この表中第一号及び第二号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満である診療所	一、〇三三、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

四十八　不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

四十九　有床診療所に要する経費があること。

公的病院等に対して助成を行っている市町村について、前条第一項第一号の表第五十号（同号一の表第四号及び同号六に係るものを除く。）に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額に相当する額として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち当該市町村が経営する診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等の経営する診療所は、都道府県知事の申告に基づき総務大臣が指定した市町村が経営するものとみなす。）であつて、次の表の区分の欄に掲げる診療所の種類ごとの病床（前三年継続して利用のない病床の種別に属する許可病床を除く。）の数（稼働病床の数とする。）として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の額に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	一、四〇八、〇〇〇円
二　この表中第一号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満である診療所	九三九、〇〇〇円
三　この表中第一号及び第二号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満である診療所	九三九、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）